

令和7年 富士見町 訓令

第 13 号

富士見町審議会等の設置及び運営に関する指針
の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和7年12月24日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町訓令第13号

富士見町審議会等の設置及び運営に関する指針の一部を改正する訓令

富士見町審議会等の設置及び運営に関する指針(令和7年富士見町訓令第11号)の一部を
次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

- (6) 広く住民等の意見や提言を反映できるよう、必要に応じてアンケートその他の方
法により、意見等の聴取に努めること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。